

平成24年5月29日

京都市住宅審議会

会 長 様

京 都 市 長 門 川
(担当 都市計画局住宅室住宅管理課)



京都市住宅審議会への諮問について

下記の事項につきまして貴審議会の御意見を承りたく諮問いたしますので、よろしく御審議頂きますようお願い申し上げます。なお、諮問1については、取り急ぎ、8月初旬までに答申をいただきたくよろしくお願い致します。

記

1 諮問事項

諮問1 「市営住宅の入居収入基準、整備基準及び単身入居の対象について」

諮問2 「市営住宅家賃に係る利便性係数について」

2 諮問の趣旨

(諮問1)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の施行により、公営住宅法の一部が改正されました(平成24年4月1日施行)。この改正により、これまで国が定めてきた入居者資格としての収入基準及び公営住宅の整備基準について、自治体が条例で定めることとなりました。また、公営住宅法に規定されていた同居親族要件が削除されたことに伴い、条例改正(平成24年4月1日)を行い、従前の取扱いを条例に規定したところですが、改めて、同居親族要件の例外として単身で入居できる対象を検討する必要があると考えております。

本市においてこれらの基準及び対象を定めるに当たり、本市の状況を踏まえた基準設定の考え方や特に配慮すべき事項等について、貴審議会の御意見を承りたく諮問するものです。

(諮問2)

本市では、平成23年2月に市営住宅ストック総合活用計画を策定し、市営住宅を長く有効に活用するため、耐震改修のほかエレベーターや浴室の設置等の改善事業を進め、市営住宅の住宅セーフティネット機能の充実を図っているところです。これらの事業を円滑に推進するため、平成9年度に設定した浴室設備の設置状況と地価に基づく利便性係数を、今日的な住宅の設備水準や立地状況を踏まえたものに見直す必要があると考えており、貴審議会の御意見を承りたく諮問するものです。